

公立大学法人名桜大学と沖縄セルラー電話株式会社との
やんばる地域の健康長寿の実現を目的とした産学連携に
関する包括協定書

公立大学法人名桜大学（以下「甲」という。）と沖縄セルラー電話株式会社（以下「乙」という。）は、次に掲げる目的を達成するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が健康及びライフスタイル等の分野で緊密に連携・協力し、それぞれが有する資源を活用した協働の取組みを実施することにより、やんばる地域が抱える健康課題の解決と持続可能な健康環境に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について本業務に支障のない範囲で連携・協力して、取り組むものとする。

- （1）健康長寿に資する教育、研究における相互支援に関すること
- （2）ICT等を活用して地域の人々が健康になれる環境づくりに関すること
- （3）名桜大学の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること
- （4）沖縄セルラーの社会実装における名桜大学の研究成果・活動の活用に関すること
- （5）その他、本協定の趣旨・目的達成のために必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な連携・協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項に規定する連携・協力事項の取組みにより知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、相手方より書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(窓口の設置)

第5条 甲及び乙は、第2条に掲げる連携・協力事項を遂行するため、それぞれに担当窓口を設置するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2025年8月1日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間満了日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2024年8月2日

(甲) 沖縄県名護市字為又1220番地の1

公立大法人名桜大学 名桜大学

学長

石川昌範



(乙) 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号

沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長

宮倉康章

